

農業支援サービストライアル事業実施要領

農 林 水 産 部 長 通 知
制 定 令和 7 年 4 月 1 日 付け 農 産 第 7 7 号
一 部 改 正 令和 8 年 6 月 2 3 日 付け 農 産 第 4 2 5 号

第 1 趣 旨

農業者の高齢化等により農業従事者が大幅に減少していく中、生産力を維持していくためには、生産性の向上が必要であり、スマート農業技術の利用を促進する必要がある。一方で、スマート農業機械は、導入コストが高額で、スマート農業を実践するための技術力や知識を有する人材が生産現場に不足している。

このため、スマート農業技術を活用し、農作業代行等を行う農業支援サービスの利用を促進することによって、スマート農業技術の普及を図る。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）、岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日 付け 農 産 第 3 号、以下「交付要綱」という。）、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日 付け 元 消 安 第 1388 号 消 費 ・ 安 全 局 長 通 知）及び無人航空機による農薬の安全使用に関する指導要領（令和元年 11 月 28 日 付け 農 産 第 912 号）によるほか、この要領によるものとする。

第 2 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は農業支援サービス事業体とし、以下に定める要件を満たす者とする。
- 2 事業実施主体の要件
 - （1）事業所又は営農地が岡山県内に所在しており、本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
 - （2）ドローンによる作業の実施について、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に努めていること。
 - （3）継続的な農業支援サービス事業の実施が見込まれること。
 - （4）法人又は組織の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあること。
 - （5）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

第 3 事業内容

本事業の事業内容、補助対象経費、補助率等は別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 成果目標及び目標年度

- 1 成果目標
事業実施主体が提供するサービスの契約件数の増加。
- 2 目標年度

事業実施年度とする。

第5 事業実施等の手続き

1 事業実施計画書の作成

- (1) 事業実施主体は事業実施計画書（様式第1号）（以下「計画書」という。）を作成し、農林水産部長に提出するものとする（様式第2号）。
- (2) 農林水産部長は、(1)により提出された計画書がこの事業の目的、内容及び採択基準等に照らして適当であると認めるときは、当該事業実施計画を承認するものとする（様式第3号）。
- (3) 次に掲げる計画の変更は、(1)から(2)に準ずるものとする。
 - ・対象作物の変更
 - ・ドローンによる作業を提供する農業者の変更
 - ・事業費の30%を超える増額、又は県費の増額
 - ・事業費又は県費の30%を超える減額

2 優先採択の基準

- (1) 本事業の採択にあたっては、別表2に定める優先採択の基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に採択する。
- (2) 同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に採択するものとする。
- (3) 同一ポイントで要望額が同じ事業計画が複数ある場合は、サービス提供面積の大きい順に採択するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の着手は原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。
- (2) 事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、実施計画の承認後において補助金交付決定の前（以下「交付決定前」という。）に着手する必要がある場合、事業実施主体は、交付決定前に着手する理由等を具体的に明記した補助金交付決定前着手届（様式第4号）を農林水産部長に提出し、事業の適切な実施について指導を受けるものとする。

第6 事業実績報告書

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第1号。以下「実績書」という。）をとりまとめ、事業完了から起算して30日を経過した日、又は事業を実施した年度の3月末日のうちいずれか早い日までに、農林水産部長あてに提出する（様式第5号）。

なお、上記と同じ期間に、実績書を付した上で交付要綱に基づく実績報告をした場合は、当該規定による実績報告をしたものとみなす。
- 2 農林水産部長は、1により実績書の提出を受けた場合、事業の完了を確認するとともに、事業実施主体へ通知するものとする（様式第6号）。

なお、交付要綱に基づく実績報告に基づく補助金額の確定通知があった場合は、当該規定による通知とみなす。

第7 助成措置

県は、予算の範囲内において、第5の1により承認を受けた事業計画に基づき、第2の1に定める事業実施主体が行う事業の実施に要する経費について助成する。

第 8 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) ドローンによる作業料金以外の経費（薬剤費、肥料・資材費、交通費、作業の再委託に係る手数料等）
- (2) 国、県又は市町村の他の類似事業での取組に係る経費
- (3) 経費の根拠が不明確で履行確認できない経費
- (4) 別表 1 の利用者が、これまでに外部委託したことがあるドローンを使った同一品目かつ同一作業に係る経費

第 9 免責事項

第 5 の 1 により承認を受けた事業計画に基づき、事業実施主体が行う事業の実施に関連して生じた損害について、県は一切の責任を負わない。

第 10 その他

この要領に定めるもののほか、農業支援サービストライアル事業について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。

別表 1（第 3 関係）

事業内容	補助対象経費	ドローンによる作業の利用者 ¹⁾	対象作物 ²⁾	補助率及び上限額
農業支援サービス事業体が集落営農組織等に対して実施するドローンによる作業の初回経費を助成する。	ドローン作業料金 （農薬費、肥料・資材費及び交通費等は除く。）	集落営農組織、集落協定、一定のまとまりのある集落	(1) 水稻 (2) 麦 (3) 大豆 (4) 野菜 (5) 花き	定額（800円/10a） 又は補助対象経費の1/2以内のいずれか低い額 1 事業実施主体あたり 30 万円を上限とする。
		認定農業者又は認定新規就農者	果樹	定額（3,000円/10a） 又は補助対象経費の1/2以内のいずれか低い額 1 事業実施主体あたり 30 万円を上限とする。

¹⁾ これまでにドローンを使った同じ作業を委託したことがない利用者に限る。

²⁾ これまでにドローンを使った同じ作業を委託したことがある利用者においても、対象作物が異なる場合は事業対象とする。

別表 2

優先採択の基準（第5の2関係）

項目	優先採択の基準		ポイント	該当する項目に✔
共通	作業する地域	中山間地域	3	
		中山間地域を含む	2	
		中山間地域を含まない	1	
	適正な実施	空中散布計画書（注）の届出実績がある	3	
		空中散布計画書の届出をしたことがない	0	
サービス利用者	共通項目	全ての契約相手の初回利用確認書がある	4	
	集落営農法人	法人化された集落営農組織である	4	
	集落協定	協定書、意思決定の記録を有する	3	
	一定のまとまりのある集落	地図上でまとまりを確認できる	2	
	個人	認定新規就農者	2	
		認定農業者	1	
作業の種類	夏季高温対策	水稻の出穂期前後の追肥作業	3	
		施設園芸における遮熱資材散布	2	
	薬剤散布	水稻の斑点米カメムシ防除	2	
		麦の赤カビ防除	2	
		合計ポイント		

（注）無人航空機による農薬の安全使用に関する指導要領（令和元年11月28日付け農産第912号）別記様式1・2

(様式第1号)

令和 年度
農業支援サービストライアル事業

事業計画書
変更計画書
実績報告書

1 事業実施主体の概要

名称 (法人番号)	
住所	
代表者氏名	
電話番号	

(注) 農業者の組織する団体については組織の概要がわかる規約等を添付すること。

2 成果目標 (ドローンによる作業契約件数)

現状値 (令和○年度)	目標値 (事業実施年度) (令和○年度)
件	件

3 事業実施計画 (実績)

契約相手	作物	面積 (a)	作業内容	契約金額 (円)
合計	—	—	—	

(注) 変更の届出の場合は、変更内容を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(注) 契約相手ごと、作物ごとに行を分けて記載すること。

4 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (a+b)	負 担 区 分		備 考
		県費 (a)	その他 (b)	
農業支援サービス トライアル事業	円	円	円	
うち消費税	円			

(注) 変更の届出の場合は、変更内容を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(注) 3の契約金額の合計と4の総事業費が一致していること

5 事業の完了 (予定) 年月日 令和 年 月 日

(注) 本事業により、ドローンによる作業を提供した (する) 農業者のすべての作業が完了した (完了する予定の) 日付を記入すること。

6 添付資料

(実施計画書及び変更計画書)

(1) ドローンによる作業の提供先一覧表 (様式第1号別添1)

(2) 無人航空機による農薬の安全使用に関する指導要領 (令和元年11月28日付け農産第912号) 別記様式1・2 (任意)

- (3) サービスの基本料金が分かる書類（料金単価表、チラシ、サービス利用者に提示した見積書等）（任意）
- (4) 事業実施主体の概要が確認できる資料（定款・規約（農業者の組織する団体の場合）等）
- (5) その他（農林水産部長が特に必要と判断したもの）

（実績報告書）

- (1) ドローンによる作業の提供先一覧表（様式第1号別添1）
- (2) 事業実施したことが分かる資料（見積書又は契約書、請求書、領収書等）
- (3) その他（農林水産部長が特に必要と判断したもの）

(様式第 1 号別添 1)

ドローンによる作業の提供先一覧表

事業実施主体名：_____

No.	作業場所 (市町村)	集落営農等組織 名又は氏名	対象作物	作業内容	作業面積 (a)	基本料金 (円/10a)	契約予定 (履行) 金額を記載		
							税抜の1/2	県費	サービスを受ける者の負担費
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
								0	0
合 計						0		0	0

(注 1) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

(注 2) 作業面積は整数とすること。

(注 3) 基本料金及び総事業費の欄は税込金額を記載すること

(注 4) ドローンによる作業を提供する農業者には、過去にドローンによる作業を利用したことがない旨の確認をとること。

(注 5) 県費の欄は定額 (800円/10a、果樹は3,000円/10a) 又は基本料金 (税抜) の1/2以内のいずれか低い額に、作業面積をかけた金額 (端数切捨) を記載する。

(注 6) 県費の上限額は、1事業実施主体あたり30万円とする。

(注 7) 変更の届出の場合は、上記の表ごととカッコでくくり、下部に新たな表を作成し、変更部分を朱書すること。

(様式第 2 号)

番 号
令和 年 月 日

岡山県農林水産部長 殿

(事業実施主体)

住 所

団体名又は氏名

※以下、法人・組織の場合

代表者 職氏名

令和 年度農業支援サービストライアル事業に係る事業実施計画書の(変更)
承認申請について

農業支援サービストライアル事業実施要領(令和 7 年 4 月 1 日付け農産第 77 号農林水産
部長通知)第 5 の 1 の(1)(又は(3))の規定により、関係書類を添えて(変更)承認申請しま
す。

(様式第 3 号)

番 号
令和 年 月 日

事業実施主体の長 殿

岡山県農林水産部長

令和 年度農業支援サービストライアル事業に係る事業実施計画書の
(変更)承認及び補助金の割当内示について

令和 年 月 日付け、 第 号で申請のこのことについては、農業支援サービストライアル事業実施要領(令和 7 年 4 月 1 日付け農産第 77 号農林水産部長通知)第 5 の 1 の (2)の規定により、承認します。

つきましては、スマート農業総合対策推進事業費補助金を次のとおり割当内示しますので、岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け農産第 3 号)第 3 条の規定により、補助金交付申請書を、この通知の施行日から 1 か月以内に提出してください。

記

1 事業実施主体名

2 補助金名

3 内示額等

(千円)

既内示額	今回内示額	合計内示額

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

岡山県農林水産部長 殿

(事業実施主体)
住 所
団体名又は氏名
※以下、法人・組織の場合
代表者 職氏名

令和 年度農業支援サービストライアル事業に係る補助金交付決定前着手届

令和 年 月 日付け、第 号で承認のあった令和 年度農業支援サービストライアル事業に係る事業実施計画について、別記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 理由

2 事業計画

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由
ドローンによる 〇〇作業				

(別記条件)

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(様式第 5 号)

番 号
令和 年 月 日

岡山県農林水産部長 殿

(事業実施主体)

住 所

団体名又は氏名

※以下、法人・組織の場合

代表者 職氏名

令和 年度農業支援サービストライアル事業に係る事業実績報告書の提出について

令和 年度農業支援サービストライアル事業が完了しましたので、農業支援サービストライアル事業実施要領(令和 7 年 4 月 1 日付け農産第 77 号農林水産部長通知)第 6 の 1 の規定により、関係書類を添えて事業実績報告書を提出します。

(様式第 6 号)

番 号
令和 年 月 日

事業実施主体の長 殿

岡山県農林水産部長

令和 年度農業支援サービストライアル事業に係る完了確認について

令和 年 月 日付け、第 号で提出のあった令和 年度農業支援サービストライアル事業に係る事業実績報告書について、農業支援サービストライアル事業実施要領(令和 7 年 4 月 1 日付け農産第 77 号農林水産部長通知)第 6 の 2 の規定により事業の完了を確認したので、通知します。

(参考様式)

確 認 書

私は、（サービスを利用する農業者又は集落営農組織）について、次のことを確認しました。

記

サービスを利用する農業者は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 過去にドローンによる作業を委託したことがある者
- (2) 今年度、他の補助事業または交付金を活用してドローンによる作業を委託する者

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

(事業実施主体)
住 所

団体名又は氏名
(自署又は記名押印)

※以下、法人・組織の場合
代表者 職氏名
(自署又は記名押印)

- ・ 確認書は契約ごとに提出してください。
- ・ 本確認書のみ自署又は記名押印としてください。